

さいたま市教組情宣

さいたま市
教職員組合
(埼教組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail :
saisikyouso@mx2.
et.tiki.ne.jp

2004. 6. 8 (火)
No. 60

勤務時間110番

すもう大会の引率 は、ふりかきで きないの？

三月県議会で、「学校職員
の勤務時間、休暇等に関する
条例」及び「規則」の改正が
行われました。

この条例の改正に関する説明をT小の校長
は、次のように話しました。

【記入例】

平成16年度の週休日等の割振り変更簿

県立〇〇〇〇学校

職名 教諭 氏名 塚 五 大 郎

次 号 印 校長 教諭	職名 氏名	勤務を割り振る日		日・時間		振替等を行う日	
		用 途	日	時 間	月 日	日	時 間
5・6	5・6	5月・8日(土)	半日	時間	6月26日(水)	半日	時間
		補 習			月 日()	日	時間
5・10	5・10	5月11日(火)	日	3時間	5月12日(水)	日	1時間
		生徒指導			5月13日(木)	日	1時間
5・17	5・17	5月17日(月)	日	1時間	5月18日(火)	日	1時間
		生徒指導			月 日()	日	時間
5・19	5・19	5月20日(水)	日	1時間	5月21日(木)	日	1時間
		職員会議			月 日()	日	時間
5・20	5・20	5月22日(土)	半日	時間	7月27日(火)	半日	時間
		補 習			月 日()	日	時間
5・21	5・21	5月24日(月)	日	1時間	5月28日(金)	日	3時間
		教務部委員会			月 日()	日	時間
5・25	5・25	6月 5日(土)	1日	時間	6月 5日(土)	1日	時間
		大会生徒引率(特案)			月 日()	日	時間
7・2	7・2	7月 3日(土)	半日	時間	7月 3日(土)	半日	時間
		補 習			月 日()	日	時間
7・9	7・9	7月10日(土)	半日	時間	7月30日(金)	1日	時間
		補 習			月 日()	日	時間
7・12	7・12	7月17日(土)	1日	時間	8月 4日(火)	1日	時間
		大会生徒引率			月 日()	日	時間

勤」は、全て振替の対象となります。
なお、埼教組並びにさいたま市教組は、
前述した県教委の「通知」が「留意事項」
の冒頭で述べている「週四〇時間

勤務の趣旨、並びに特殊業務手
当の趣旨を生かすなら、週休日や
休日の勤務に対しては、特殊業務
手当の支給とともに勤務時間の振
替を行うべきであると考えます。

年金改悪強行

六月五日(土)、国民の七割が廃案を望ん
だ年金改悪法が、自民、公明両党の賛成多
数で可決、成立しました。

保険料引き上げ

国民年金保険料は、今は月額一万三千三百円です。し
かし、来年四月から、十三年連続で、毎月月額二百八十
円引き上げられます。政府は、衆議院の審議段階では、
二〇一七年四月の一万六千九百円が上限で、ここで固
定される。」と説明してきました。ところが、実際の金
額は賃金上昇に応じて上がり、二〇一七年度には、三方
千六百十円となります。国民年金は今でも負担が重く、
主に経済的理由による納付率の低下が問題となっていま
す。保険料の限のない引き上げは、年金の空洞化をま
らに拡大しかねません。

厚生年金保険料は、今、年収の二三・五八%(労使の折
半)です。今年十月から十四年連続で引き上げられ、二〇

一七年度には、一八・三%となります。サラリ
ーマンの平均年収五百七十万の場合、年に一万円
ずつ保険料が増えることになります。

また、地方共済年金の保険料率は、現在一三・
〇%ですが、最終的には、二〇%程度になる
と見込まれる」とされ、厚生年金の保険料率を上
回ることが明らかになっています。

給付引き下げ

給付について、政府は、「現役世代の収入の五
割を確保する」と説明してきました。しかし、五
割が確保されるのは、四〇年間厚生年金に加入し
たサラリーマンと専業主婦のモデル世帯の場合だ
けです。しかも、受給開始時のみで、その後は年
々比率が下がり、すぐに五割を下回ります。モデ
ル世帯以外では、二〜三割台まで落ち込みます。

国民年金の給付は、今でも月額で月六万六千
円、平均四万六千円という低水準です。これも実
質額が一律に引き下げられます。これでは、基礎
的な消費支出さえまかなえません。

この怒りを参院選に

年金改悪法案が成立しても、安心できる年金制
度は、多くの国民の願いです。参院選は、年金改
悪を強行した勢力への審判を下すとともに、低額年
金や無年金、年金制度の空洞化を打開できる政党
を選ぶ絶好の機会です。安心できる年金をつくる
道を開くために、私たちの一票を有効に使いまし
よう。

「変更できるのは、運動会、休日参観、宿泊
を伴う行事のみ。すもう大会、金管パレード、
発表会、体育大会などの休日出勤は、手当て
や昼食代が出ているので該当しない。職員会
議や登校指導、校務の振替は、自主的に取る
ように言っているので該当しない。研修の時
間は、自主的なものなので、のびても調整に
ついては、認めていない。」
さて、この説明は、正しいのでしょうか。
県教委は、この条例改正に関する通知
で、次のように説明しています。(さいたま
市教委も、四月二三日付けで通知)
「(一) 学校運営の必要から週休日に勤務を
命じた場合に、一日又は半日を単位とし
て週休日の振替を行うこと。

(二) 学校運営の必要から一日に八時間を越
えて勤務を命じた場合に、勤務を命じた
時間について、勤務を命じた日を含む週
又は翌週等に調整を行うこと。」
そして、この具体例として、「記入例」が
示されています。この記入例にあるように、
特殊業務手当の出していない「大会生徒引率」
は、振替の対象となっていないことが分かりま
す。さらに、さいたま市は、昨年度まで出し
ていた「金管楽器吹奏楽等のクラブ」の「引
率して行う指導業務」に対する特殊業務手当
を今年度から廃止しました。(教学教職発第
八一一号)したがって、「すもう大会、金管
パレード、発表会、体育大会などの休日出